

令和7年 防災活動事業(避難訓練) 実施要領

1. 目的

防災活動事業(避難訓練)は、鳥取県西部地震のような大規模な災害が発生した場合、行政機関の活動が制限されることが想定されることから、伯耆町一斉に集落単位で避難訓練を実施し、住民の防災意識の高揚と災害時の迅速な対応を図ることを目的として実施します。

2. 実施日時

令和7年9月28日(日) 午前8時～【小雨決行】

ただし、下記に該当する事態が発生した時は、訓練を中止します。

訓練の中止の連絡は、中止と判断した時から訓練当日の午前7時までに
防災行政無線等により周知します。

①突発的な大災害が発生した時

②防災機関が災害警備体制を必要とする時

③訓練本部(伯耆町区長協議会長)又は役場が中止と判断した時

3. 主 催 伯耆町区長協議会 共 催 伯耆町・伯耆町消防団

4. 実施場所 各集落

5. 訓練想定

【地震】鳥取県西部地震の再来(震度6強)

鳥取西部を震源とする地震が発生し、伯耆町で震度6強を記録。

6. 訓練内容

(1)午前8時に役場は防災行政無線により住民に避難を呼びかけます。

(2)防災無線を受けて、まず各自身の安全を確保する

(3)避難場所への避難訓練

(4)その他防災訓練の実施

※1 避難場所又はいったん集合する集落の安全な場所を各集落で決め、そこへの避難訓練を実施してください。

※2 避難場所への避難の時期、経路、持参品、要援護者の確認などについて、各集落でご協議ください。

7. 避難訓練完了報告

各集落の実施状況の確認と、今後の避難訓練を実施する上での資料とさせていただきますので、「避難訓練実施報告書」を10月3日(金)までに企画課町づくり推進室まで提出してください。

8. 問い合わせ先

①避難訓練について……………企画課 町づくり推進室(電話68-3113)

②避難所、避難訓練の内容について…… 総務課 総務室(電話68-3111)

③消火栓の使用について……………地域整備課 上下水道室(電話68-5540)